

公立大学法人設立に関する基本方針（たつき台）

I 公立化、公立大学法人設立の必要性について

学校法人東京理科大学が運営する諏訪東京理科大学を公立化し、諏訪地域 6 市町村で構成する諏訪広域公立大学事務組合（仮称）が設立団体となって新たに設立される公立大学法人について、基本的な方針を次のとおりとする。

1 新たな公立大学設置に関する基本的な考え方について

- 新たな公立大学は、学校法人東京理科大学との連携関係を維持強化しつつ、長野県中南信地域における唯一の工学系大学として、諏訪地域、さらには長野県全体ひいては我が国の発展に貢献する。
- 諏訪地域における「知の拠点」として、「工学」と「経営学」の融合教育の継続を図りながら、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会・経済に対応して、自ら将来を開拓できる主体性の確立した人材を育成する。
- 地域に一層貢献する大学として、新しい産業や技術の創出と、地域産業・文化の振興に取り組み、雇用の創出、若者の定着ひいては地域創生に寄与する。

2 公立化の必要性について

- 諏訪東京理科大学は、平成 14 年に、長野県、茅野市をはじめとした諏訪地域市町村、地元産業界及び学校法人東京理科大学の費用負担により大学の施設・設備が整備され、学校法人東京理科大学が運営するという公私協力方式で設立されて以来、地域活性化や産業振興、産学公金連携による技術支援・人材育成など、様々な方面で大きな役割を果たしてきており、経済波及効果の面でも大学が存立する意義は大変大きく、諏訪地域にとって必要不可欠な高等教育機関となっている。
- 私立大学を公立化することにより、公立大学法人の設立団体である一部事務組合を構成する地元自治体の進める政策に沿った人材育成事業や教育研究活動を展開すること、また、産学公金連携により、地元産業界が必要とする人材の育成や新産業・新技術の創出に向けた取組みもさらに推進できる。
- 公立化により、従来以上に地域と連携し、地域資源を活かした教育活動（実践的なインターンシップや課題探求型授業（PBL）など）を通じて、地域を理解し、地域に愛着をもつ人材の育成につなげていくことができる。
- 大学の学生確保の課題と、関係地方自治体の人口減少対策、地元への若者定着は共通の課題となっており、長野県においても、諏訪地域の市町村においても総合戦略に大学を位置付け、力強い対策を講じていくこととしている。

3 公立大学法人化の方向性

- 公立大学法人として、理事長を中心とした管理運営体制の確立と教職員の意識改革などにより大学の一層の活性化を促し、今後、高校卒業者数の減少が見込まれる中においても、競争に打ち勝つことができる大学としての基盤を確立するために、以下のような大学運営を目指して公立大学法人制度の設計を行う。

- ◇ 理事長及び学長のリーダーシップが発揮できる大学運営
- ◇ 自主・自律的な大学運営
- ◇ 教育研究活動の活性化が図れる大学運営
- ◇ 機動性のある意思決定が図られる大学運営
- ◇ 地域の要望に応え地域に評価される大学運営
- ◇ 効率的かつ透明性の高い大学運営
- ◇ 中期目標、中期計画に沿った計画的な大学運営

II 組織・運営

1 法人の設立および名称

- (1) 公立大学法人の設立団体は、諏訪広域公立大学事務組合（仮称）（構成市町村：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）（以下「組合」という。）とする。
- (2) 組合が設立する公立大学法人の名称は「公立大学法人〇〇大学」（以下「法人」という。）とする。
- (3) 法人の設立時期は、平成 30 年 4 月 1 日とする。
- (4) 法人の設立に向け、組合は、組合議会における法人の定款や関係条例等の議決、長野県への法人設立認可申請等の準備を進める。

2 法人が設置及び管理する大学

- (1) 法人が設置及び管理する大学は「〇〇大学」（以下「大学」という。）とする。
- (2) 平成 25 年度をもって学生募集を停止したシステム工学部の機械システム工学科及び電子システム工学科並びに平成 29 年度をもって学生募集を停止する工学部の機械工学科、電気電子工学科及びコンピュータメディア工学科並びに経営情報学部経営情報学科について、法人が運営する大学へ承継するものとする。

3 法人の役員

- (1) 法人の経営分野を司る理事長と、教育研究分野を司る学長（副理事長を兼ねる）は別に置くこととする。
- (2) 役員として理事長以外に、副理事長、理事、監事を置くこととし、役員の数、任期、職務、権限等については今後検討のうえ、定款に定める。

4 理事会

- (1) 法人として適正な運営体制を確立するため、理事長、副理事長、理事で構成する「理事会」を設置する。
- (2) 理事長は、法人の運営に係る重要事項を決定する場合は「理事会」の議を経ることとし、審議内容については定款に定める。
《 想定される審議内容 》
 - ① 中期目標について、組合長に申し述べる意見に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項
 - ④ 地方独立行政法人法（以下、「法」という。）の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項
 - ⑤ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ⑥ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - ⑦ 教職員の人事の方針及び基準並びに評価に関する事項
 - ⑧ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - ⑨ その他理事会が定める重要事項

5 経営審議機関

- (1) 法人の経営に関する重要事項を審議するため、「経営審議会」を設置する。委員構成は、役員及び学外者の参画も視野に入れたものとする。
- (2) 委員の人数、任期および審議事項については定款に定める。
《 想定される審議内容 》
 - ① 中期目標について組合長に申し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、法人の経営に関する事項
 - ⑤ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - ⑥ 法人の予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ⑦ 職員（教員を除く。）の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数その他の法人の経営に関する事項
 - ⑧ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ⑨ 経営改革に関する事項

- ⑩ その他法人の経営に関する重要事項

6 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、「教育研究審議会」を設置する。
- (2) 委員の人数、任期および審議事項については定款に定める。
 - 《 想定される審議内容 》
 - ① 中期目標について組合長に申し述べる意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ③ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ④ 法の規定により組合長の認可及び承認を受けなければならないものに関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
 - ⑤ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - ⑥ 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
 - ⑦ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - ⑧ 学生の円滑な修学を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - ⑨ 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
 - ⑩ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ⑪ その他大学の教育研究に関する重要事項

7 教授会及び教授総会

- (1) 大学に設置される「教授会」及び「教授総会」の構成や、審議事項については、大学の規程に定める。
 - 《 想定される審議内容 》
 - 【教授会】
 - 教員の資格審査に関する事項
 - 【教授総会】
 - ① 学生の入学及び卒業に関する事項
 - ② 学位の授与に関する事項
 - ③ 教育課程の編成に関する事項
 - ④ 学部・学科の改組、名称変更、学科の新設、廃止及び定員の変更に関する事項
 - ⑤ 学生の懲戒に関する事項
 - ⑥ 学部長候補者の推薦に関する事項

- ⑦ 学生の試験に関する事項
- ⑧ 学生の単位認定に関する事項
- ⑨ 学生の賞罰に関する事項
- ⑩ 学生の留学、除籍に関する事項
- ⑪ 学生の転学、休学、復学、退学に関する事項
- ⑫ 学事日程に関する事項
- ⑬ 予算に関する事項
- ⑭ その他学部の教育、研究等大学運営に関する事項

8 学長選考機関

- (1) 学長を選考する機関として、法人に「学長選考会議」を置く。
- (2) 具体的な選考方法等については、定款及び大学の規程に定める。
- (3) 学長の任命は、学長選考会議が行う選考に基づき、理事長が行う。
- (4) 学長選考会議は、次に掲げる委員で構成する。
 - ① 経営審議会の委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者（複数名）
 - ② 教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者（複数名）
- (5) 学長選考会議の委員は、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにする。
- (6) 大学の設置後最初の学長の任命については、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより理事長が任命する。

9 法人の業務内容等

法人の業務は、大学の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務とされているが、業務の執行に関する必要な事項については、定款及び業務方法書等における位置付けや記載方法も含めた検討を行う。

《 想定される業務内容 》

- ① 大学を設置し、これを運営すること。
- ② 法人の人事管理、労務管理、財務管理、施設設備の管理、広報等を行うこと。
- ③ 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ④ 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ⑤ 公開講座の開設その他の大学外の個人又は団体に対し学習の機会の提供をすること。
- ⑥ 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること。

- ⑦ その他、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

Ⅲ 目標・評価

1 中期目標

- (1) 中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、組合長が、法人の意見に配慮の上、組合の条例で規定する「〇〇〇公立大学法人評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の意見を聴き、組合議会の議決を経て定める。
- (2) 目標を定めた後は、組合長がこれを法人に指示するとともに公表する。またこれを変更しようとするときも同様とする。
- (3) 中期目標は、次の点に留意して定める。
- ・大学の基本理念を根本とし、大学の特色に配慮した内容とする。
 - ・重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき方向性を示す内容とする。
 - ・法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。
- (4) 中期目標の主な記載項目は次のとおりとする。

- ◇中期目標の期間（6年間）及び教育研究上の基本組織
- ◇大学の教育研究等の質の向上に関する事項
- ◇地域貢献、国際交流に関する事項
- ◇業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ◇財務内容の改善に関する事項
- ◇教育研究、組織運営の状況についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関すること
- ◇その他業務運営に関する重要事項

2 中期計画

- (1) 中期計画は、組合長が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、組合長が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後、法人は当該計画を公表する。また、これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 中期計画は、次の点に留意して定める。
- ・中期目標に沿い、全学として取り組む内容を具体的に盛り込むこととし、内容等について検討を行う。
 - ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成時期や達成水準の数値を盛り込む。
 - ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

(3) 中期計画の主な記載項目は次のとおりとする。

- ◇教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ◇地域貢献、国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ◇業務運営の改善及び効率化に関する目標達成のためにとるべき措置
- ◇予算、運営費交付金の算定ルール、収支計画及び資金計画
- ◇短期借入金の限度額、借入れが想定される理由
- ◇重要な財産を譲渡し、又は、担保に供しようとするときの計画
- ◇剰余金の使途
- ◇組合の規則で定める業務運営に関する事項
- ◇収容定員（学部・学科ごとに）

3 年度計画

(1) 年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、組合長に届け出るとともに公表する。また、これを変更したときも同様とする。

(2) 年度計画は、次の点に留意して定める。

- ・中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
- ・計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
- ・計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

4 評価委員会

(1) 法人の中期目標、中期計画、年度計画に基づく業務実績の評価等を行うため、評価委員会を平成 29 年度中に設置する。

(2) 評価委員会は、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要性から、大学に関する高い見識を有する者を含めた外部有識者で構成することとする。

(3) 評価委員会の委員数、任期、選任方法等については、組合の条例で定める。

5 評価制度

(1) 評価委員会の評価は、地方独立行政法人法の規定により、大学認証評価機関の評価を踏まえることとされており、これに配慮した評価制度となるよう検討を行う。

(2) 評価結果は、次期の中期目標・中期計画及び年度計画の策定、運営費交付金等に適切に反映する必要があることから、その仕組みについて検討を行う。

IV 人事・給与

1 人事制度

- (1) 法人職員の身分は非公務員とする。
- (2) 学校法人東京理科大学から法人に移行する教職員の処遇については、学校法人東京理科大学において決定する。
- (3) 学校法人東京理科大学の教職員の移行に当たっては、移行する際に不利益が生じないよう、学校法人東京理科大学における措置及び法人の就業規則に基づく保障など、必要な事項を適切に措置する。

2 教員の人事・評価

- (1) 教員については、法人成立の日の前日までに退職を希望する者を除き、法人の理事長予定者及び学長予定者等により選考のうえ、大学の教員として採用することとする。
- (2) 大学発足後の教員採用については、中期目標や中期計画等を踏まえた考え方を基本とし、優れた人材を幅広く募集するため、原則として公募制とする。
- (3) 大学の教育研究の活性化を図る観点から、大学発足後における教員の任期制及び年俸制のあり方について検討する。
- (4) 教員の評価制度については、現行の学校法人東京理科大学の制度を基礎としつつ、国公立大学の制度を参考にして、評価結果を給与等に反映させる仕組みの確立を図る。
- (5) 教員の研修制度については、教員の資質向上を図るため、PBLなどの新しい教育方法や、教員のグローバル化を促進する等のための研修制度の導入等について、検討を行う。

3 職員の人事・評価

- (1) 法人化後は、法人独自の職員の採用を行うこととするが、法人への業務移行を円滑に行う観点から、学校法人東京理科大学職員の移行、組合の組織市町村及び長野県等からの職員の派遣についても検討する。
なお、法人独自の職員の採用時期、職種、全体に占める割合等についても検討を行う。
- (2) 職員の評価制度については、他の公立大学法人等の導入事例を参考としながら、検討を行う。
- (3) 職員の研修制度については、職員の資質向上を図るため、職務の特性を考慮した国や県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について、検討を行う。

4 報酬・給与

- (1) 役員報酬や職員給与等については、国立大学や他の公立大学の教職員給与、組合の組織市町村（あるいは茅野市）職員の給与、他団体の役員報酬（退職金を含む）、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等とする。
- (2) 役員報酬や職員給与等の支給に当たっては、業績や勤務成績が適切に反映される給与制度について、検討を行う。
- (3) 人事給与に関する電算処理システムの設計、導入方法、導入時期等について検討する。

5 服務・勤務時間

- (1) 役職員の服務については、公的な性格を踏まえた適切な業務運営を確保する観点から、倫理規程や守秘義務など適正な服務規律を定める。
- (2) 教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは、社会的要請に合致するものであるため、公立化によるメリットを生かし、教員が産学公金連携や地域社会等への貢献などの学外活動をさらに推進できるような仕組みを検討する。
- (3) 学外活動の推進に当たっては、教育研究など大学の本来業務への支障や利益相反等が生じないよう、適正なルールを法人の規程で定める。
- (4) 教員の職務の特性を踏まえた多様な勤務形態を可能とするため、裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について検討を行う。

6 福利厚生

- (1) 法人の教職員については、全国健康保険協会、地方職員共済組合（団体共済部）及び日本年金機構に加入することとなるが、その他法定外の福利厚生制度も含めて、その取扱いについて検討を行う。
- (2) 法人の福利厚生業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、担当職員の研修制度について検討を行い、積極的にその機会の提供に努めるものとする。

7 人事管理

法人が自律的な管理運営を行うに当たっては、法人の中期目標及び中期計画に則って法人独自の人員管理計画の策定を求めるなど、設立団体（組合）として適切な管理に努めることとする。

V 財務・会計

1 会計制度

- (1) 会計制度は、「企業会計原則」を基本とする「地方独立行政法人会計基準」に基づく制度とする。

- (2) 組合から資金交付を受ける法人として、諏訪地域住民に対する説明責任を果たす必要があることから、会計規程の整備に併せ、財務諸表の公表など、法人の財務状況や運営状況を明らかにできる制度となるようにする。
- (3) 法人化後に新たな会計基準が適用されることになるが、それに伴う財務会計システムの構築に当たっては、学校法人会計から公立大学法人会計への移行が円滑に行えるよう配慮するほか、法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるような仕様とする。
- (4) 財務会計に関する電算処理システムの設計、導入方法、導入時期等について検討する。

2 財産的基礎

- (1) 組合は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。
- (2) 出資する財産は、現に諏訪東京理科大学の用に供している土地及び学校法人東京理科大学から引き継ぐ建物等を基本とする。

3 運営費交付金

- (1) 組合は、法人に対して、法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため必要な運営費交付金を交付する。ただし、交付額は地方交付税措置額の範囲内とする。
- (2) 運営費交付金の算定については、法人の中期計画や評価機関等の評価結果を適切に反映できるような算定のルール化を図るものとする。
- (3) 法人化後における施設整備等にかかる経費負担、運営費交付金などの財源措置のあり方について検討する。

4 自主財源

- (1) 授業料、入学料などの法人が徴収する料金については、その種別ごとの金額の上限について、組合議会の議決を経て組合長が認可する。
- (2) この上限の設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。
- (3) 各種補助金、産学公金連携による受託研究費、企業等による寄付講座、寄付金など外部資金の積極的な獲得に努める。
- (4) 外部資金については、経常的な収入と区分して資金管理できるような仕組みづくりについて検討を行う。

5 利益の処分

中期計画期間中の経営努力によって生じた利益については、組合長の承認を得て、当該中期計画に定めた使途に充当することを基本とする。

6 資金・資産の管理運用等

- (1) 財務諸表等に基づき、的確に収支状況を把握し、計画的で適切な資金・資産の管理運用方法について検討を行う。
- (2) 債券の発行、長期借入金及び短期借入金の限度額や重要な財産の処分について、そのあり方や範囲の検討を行う。